

(申込先) 北陸電力株式会社

電気使用申込書 (兼廃止取次同意書)

電気の使用について、北陸電力株式会社の約款 (特定小売供給約款・低圧特別約款) を承認のうえ、下記のとおり申し込みます。

記

■お申込み内容

フリガナ		ご連絡先	(日中連絡のつきやすい携帯電話番号等)
ご契約名義		—	—
ご使用場所	〒 —		
お支払名義			(ご契約名義と異なる場合)
お支払住所	〒 —		(ご使用場所と異なる場合)
お支払方法	口座振替	【注】「契約振込票」・「電気のご契約内容のお知らせ」等がお手元に届き次第お早めに、別途お送りする「預金口座振替依頼書」(口座振替の場合) または当社ホームページ(クレジットカードの場合) から支払方法変更のお手続きをお願いいたします。	
	クレジットカード		
	契約振込票		
ご契約切替希望日	次回検針日*での契約切替	※お手続きの都合上、次々回検針日となる場合がございます。	
	任意の日での契約切替 (お急ぎの場合等)	年	月 日

■ご契約メニュー等

ご希望のメニューに☑チェックいただき、ご契約電流(または容量・設備)をご記入ください。

電灯	特定小売供給約款	従量電灯	その他 ()	アンペア kVA
	低圧特別約款	従量電灯ネクスト	使っておとくライト くつろぎナイト 12 その他 ()	
動力	特定小売供給約款	低圧電力	その他 ()	kW
	低圧特別約款	低圧電力ネクスト	低圧電力Ⅱ 低圧季節別時間帯別電力 その他 ()	

【注1】 燃料費高騰に伴う燃料費調整単価の上昇により、特定小売供給約款メニューに比べて低圧特別約款メニューの電気料金が割高となっておりますのでご注意ください。
【注2】 従量電灯は、ご契約電流・容量に応じて「A」・「B」・「C」のいずれかの区分を適用させていただきます。

■現在ご契約中の小売電気事業者とのご契約情報 (ご利用明細等に記載の内容をご記入ください。)

フリガナ		小売電気事業者名	
ご契約名義			
ご契約番号	電灯	動力	
供給地点	電灯 05-	-	-
特定番号	動力 05-	-	-

<確認事項> (以下の内容に相違がなければ ☑チェック してください)

電気使用申込みに際して、現在契約中の小売電気事業者に対して、北陸電力がお客さまに代わって契約の廃止手続きを行なうことに同意します。

現在契約中の小売電気事業者との契約廃止にともなう一般的な不利益事項・託送供給等約款における電気ご使用に関するお客さまの協力等について理解のうえ、申込みします。

【低圧特別約款メニューをご希望の場合】 契約締結前書面 (重要事項説明書) の電磁的方法による交付を承諾し、確認しました。(右記の二次元コードを読み取り、当社ホームページにてご確認ください。)

「ご契約に関する重要事項」
はこちら



(署名) 住所 _____

氏名 _____ ご契約者との関係 (本人・家族・その他)

以上

この申込書により北陸電力が取得するお客さまの個人情報は、電気の需給契約の締結・履行、電気利用に関するサービス活動、電力需要開発 (販売促進) 活動及びその他の電気事業のために利用いたします。

(北陸電力使用欄)

現在ご契約中の小売電気事業者との契約廃止にともなう一般的な不利益事項

1. 解約にともなう違約金の発生

現在ご契約中の小売電気事業者との契約によって、契約期間の途中で契約解消となる場合に、違約金が発生する場合がありますので、現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容についてご確認ください。

2. ポイントの失効

現在ご契約中の小売電気事業者との間でポイントサービスの適用を受けている場合、契約期間中に発行されたポイントが失効となる場合がありますので、現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容についてご確認ください。

3. 継続利用割引の適用期間

現在ご契約中の小売電気事業者との契約によって、継続利用割引がされている場合は、電気契約に関する継続利用割引が適用されなくなる場合がありますので、現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容についてご確認ください。

4. 過去の使用電力量に関する照会

現在ご契約中の小売電気事業者との契約期間中のご使用量について照会することができなくなる可能性がありますので、現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容についてご確認ください。

その他、ご契約解消にともなう不利益事項については、現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認いただきますようお願いいたします。

電気ご使用に関するお客さまの協力等

1. 電気の使用にともなうお客さまの協力

お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者、当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送供給等約款等にもとづき、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用させていただきます。

- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

2. 需要場所への立入りによる業務の実施について

(1) 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- イ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- ロ その他、特定小売供給約款および低圧特別約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要業務

(2) 当該一般送配電事業者は、託送供給等約款等にもとづき、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。